

東京大学大学院工学系研究科総合研究機構
ナノ電子フォトン国際センター規則

(平成 26 年 10 月 1 日制定)

(設置)

第1条 東京大学大学院工学系研究科総合研究機構(以下、この規則において「機構」という。)にナノ電子フォトン国際センター(以下、この規則において「センター」という)を置く。

(目的)

第2条 センターは、ナノ寸法領域での電子とフォトンの利用に関する教育と基礎研究、国際交流、産学連携を、電気系工学専攻及び学内関連専攻と連携して行う。

(管理運営)

第3条 センターにセンター長を置く。

2 センター長は、東京大学教員の中から研究科長の指名により選出する。

3 センター長は、センターの管理及び運営を総括する。

4 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(センター運営委員会)

第4条 センターにセンター運営委員会(以下、この規則において「運営委員会」という。)を置く。運営委員会規則については別途規定する。

(事務)

第5条 センター長は、年1回、センターの予算及び決算並びに業務の状況を運営委員会に報告しなければならない。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関して必要な事項は別に定める。

附則

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。